

公立小・中学校における公開講座に関する一考察 —東京都特別区の事例を中心に—

宮 地 孝 宜
(文教大学教育研究所客員研究員
/東京都台東区教育委員会)

【要旨】

東京都特別区では、約10年前から教育委員会事業として公立小・中学校の公開講座が実施されてきた。これらは地域住民の学習機会拡充という目的の他、今日教育改革の流れの中、地域社会における学校の在り方や新しい学校像を模索している実践であると捉える事も可能であろう。公立小・中学校において実施されている公開講座の運営組織や運営方法などの実態を明らかにすることは、これからの地域社会における学校のあり方や新しい学校像を探るために有効であると考えられる。以上のことから、本研究は東京都特別区の事例分析を中心に、公立小・中学校における公開講座について考察するものである。

1. 問題の設定

東京都特別区の一部の区では、10年程前から教育委員会の事業として、公立の小・中学校において公開講座(開放講座)が実施されるようになった。筆者は日本生涯教育学会第17回大会(1996)で、これら小・中学校の公開講座は、地域社会の学習者にとって有効な学習機会となり得るか、実施する学校にとってどのようなメリットがあるかという問題について、東京都S区、T区等において公開講座の受講者への質問紙調査、公開講座の観察、講師(担当教諭)へのヒアリング調査等を実施し、それらを実証的に示すことを試みた。受講者は学校の教師が指導者であることを好意的に受けとめ、多くの受講者が公開講座の受講によって、学校や教師をより身近に感じ、児童・生徒への関心が高くなったなど学校教育の理解に繋がるという結果が示された。また、担当教師へのヒアリングでは、成人への指導を通して得るものも少なくない多くの教師が語った。

上記に関連して岡本(1993)は著書の序論で興味深い事例をあげている。⁽¹⁾ 要約すると、ある小都市のある地区において、その地区の住民は地区内の高等学校の周りには平気でゴミを捨てるにもかかわらず、同じ地区の中学校の周りにはゴミを捨てないというのである。その理由は、ある住民は高校は近所の子どもも通っていないし、県のもので自分たちとはあまり関係がないといい、他の住民は中学校にはいつも世話になっているという。校庭開放で子どもが世話になり、会議室で町会の会合を行い、体育館も利用し、先生はワープロを教えてくれているからというのである。岡本は、この一連の住民の行動と学校の施設・機能が地域社会に開放されているか否かということには、相関関係が存在するという見方もあり得るのではないかと論じている。

また、大人の学ぶ姿に接する子どもたちにとっても、学ぶことの重要性や楽しさなどを感得する重要な機会になる。⁽²⁾ 新井らの調査によれば、小・中学生の学習意欲などは、各地域の大人たちの生涯学習への取組みの積極性とパラレルであった。⁽³⁾ ということである。

以上の事なども示すように、公開講座の実施や教師が地域住民の指導者になるなど、学校のエ育機能を地域社会に開放していくことは、地域住民の学習を支援することにとどまるものではない。それらの実施によって学校にもたらされるメリットも大きいといえる。このことは学校教育改革においても考慮されるべき点であろう。

各区で実施されている公開講座の趣旨や目的を見ると、地域社会の生涯学習支援を目的として(学習機会の拡充として)学校のエ育機能を開放するという意味合いのほかに、「地域のコミュニティ形成に寄与するために」や「学校のコミュニティスクール化に向けて」などと言及している自治体もある。今日、地域社会と学校との関係はきわめて希薄であるといわれ、この問題へのアプローチは、学校教育改革においても核となるものである。学校を地域社会のいわゆる『コミュニティスクール』として再構築していくことの必要性が指摘される事も多い。近年の教育に関する答申(生涯審、中教審等)をみると、制度的疲労ともいえる学校教育の活性化や地域社会の学習機会拡充のために、学校の地域社会への開放、開かれた学校を目指すといったことが多く盛り込まれている。東京都特別区において10年程前から教育委員会事業として展開されはじめた公立小・中学校の公開講座も、今日の教育改革の流れの中、地域社会における学校の在り方や新しい学校像を模索している実践であると捉える事も可能であろう。

2. 本研究の目的

以上の事などから、現在、公立小・中学校において実施されている公開講座の運営組織や運営方法などの実態を明らかにすることは、これからの地域社会における学校の在り方や新しい学校像を探るために有効であると考えられる。よって、本研究は、公立小・中学校において実施されている公開講座の運営組織や運営方法などの実態を東京都特別区の事例分析を中心に明らかにすることを主な目的とする。

3. 研究の方法

公開講座の運営組織や運営方法等の実態を明らかにするため、公開講座を実施している各自治体の担当者に対し、ヒアリング調査を実施した。

① 調査対象: 東京都特別区で小・中学校の公開講座を実施している自治体

※東京都教育庁生涯学習部『学校開放実態調査報告書—平成9年度実績—』1999.2において、公開講座を実施していると回答した特別区(9区)

※なお、上記報告書における公開講座の定義は、「小・中学校が主体となって企画・運営する、地域住民(PTAだけでなく)を対象とした講座。(主催は教育委員会でも可。)かつ、学校の施設、あるいは、学校の機能(教職員の知識・技能・経験等)を活用した講座であること。」である。

② 調査方法: 担当者への訪問ヒアリング調査

(今回の調査対象の自治体において、公開講座を直接担当しているのは行政職の主事、社会教育指導員であり、社会教育主事が直接運営に関わってはいなかった。)

③ 調査期間: 1999年5月～9月

4. 調査結果と考察(別表参照)

(1) 区の概要や事業の名称などについて

別表の示すとおりである。

(2) 目的・理念・趣旨などについて

各区の公開講座の目的・理念・趣旨について、それらの内容から以下の3点に分類する事を試みた。

- | | |
|--|------------|
| A. 地域社会の学習機会拡充のために学校を開放するという視点 | (生涯学習支援論的) |
| B. 学校を地域社会の学習拠点・コミュニティ形成の拠点として位置付けるという視点 | (地域学習社会論的) |
| C. 学校教育活性化など学校教育改革の視点 | (学校教育改革論的) |

1つ目は、「A. 地域社会の学習機会拡充のために学校を開放するという視点(生涯学習支援論的)」でありすべての調査対象区(9区)の目的等に記されている。2つ目の「B. 学校を地域社会の学習拠点・コミュニティ形成の拠点として位置付けるという視点(地域学習社会論的)」を明記しているのは、5区(A区、E区、F区、G区、H区)であった。さらに、3つ目の「C. 学校教育活性化など学校教育改革の視点(学校教育改革論的)」を明記しているのは、3区(A区、D区、I区)であった。筆者は特にこのCの視点は学校が公開講座を実施する時には不可欠な視点であると考ええる。近頃、学社融合とか学校教育と社会教育とのパートナーシップなどということが盛んに言われているが、どんな事業であれどちらか一方のためという視点だけでなく、両者ともそれぞれ意義やメリットがあるという視点を持つ事が必要であろう。また、「学校教育に支障がない限り」という記述が4つの区にあった。この文言は社教法に規定されているものであるが、公開講座の目的等の文言の中に記されていること自体が、地方教育行政における学校教育と社会教育との関係の実態を表したものともしえるのではないだろうか。(なお、それぞれの自治体は、要項等に明文化されている目的等の他、実際には様々な視点を持って実践していると思われる。しかし、要項などの文書は各学校に配布されることなどを考慮すると、明文化された目的等の影響力は少なくないと考えられるので、本研究では特に考察の対象とした。)

(3) 事業開始年度

事業開始年度を整理すると以下ようになる。

1987年度	臨教審第3次答申(87/4)
1988	〃 ...I区※
1989	〃 ...C区.....中教審(生涯学習の基盤整備について)(90/1)
1990	〃 ...D区
1992	〃 ...E区※, F区.....生涯学習審(今後の社会の動向に対応した生涯学習の
1994	〃 ...A区(モデル事業), B区 振興方策について)(92/7)
1995	〃 ...H区
1996	〃 ...A区, G区 (注)※印は、答申と事業開始との関連が指摘された区

東京都特別区の中ではじめに事業を開始したのはI区で1988年度である。折しも臨時教育審議会が答申を出した直後でもあり、生涯学習体系への移行が掲げられるなど教育改革の機運が高まりを見せ始めた頃である。特別区ではこの後、教育委員会が組織的に行う公開講座が徐々に事業展開されるようになってきた。I区は、「臨教審の第3次答申の答申内容に注目した」と事業開始当時の状況が社会教育委員の会議の研究報告書に記されている。また、E区の担当者も、「どの答申かは分からないが、国の答申を受けて検討を始めた」とコメントした。特別区において

は、公立小・中学校における公開講座は、臨教審以降の教育改革の流れの中、新しい試みとして事業展開されはじめ今日に至っているようである。

(4) 運営組織

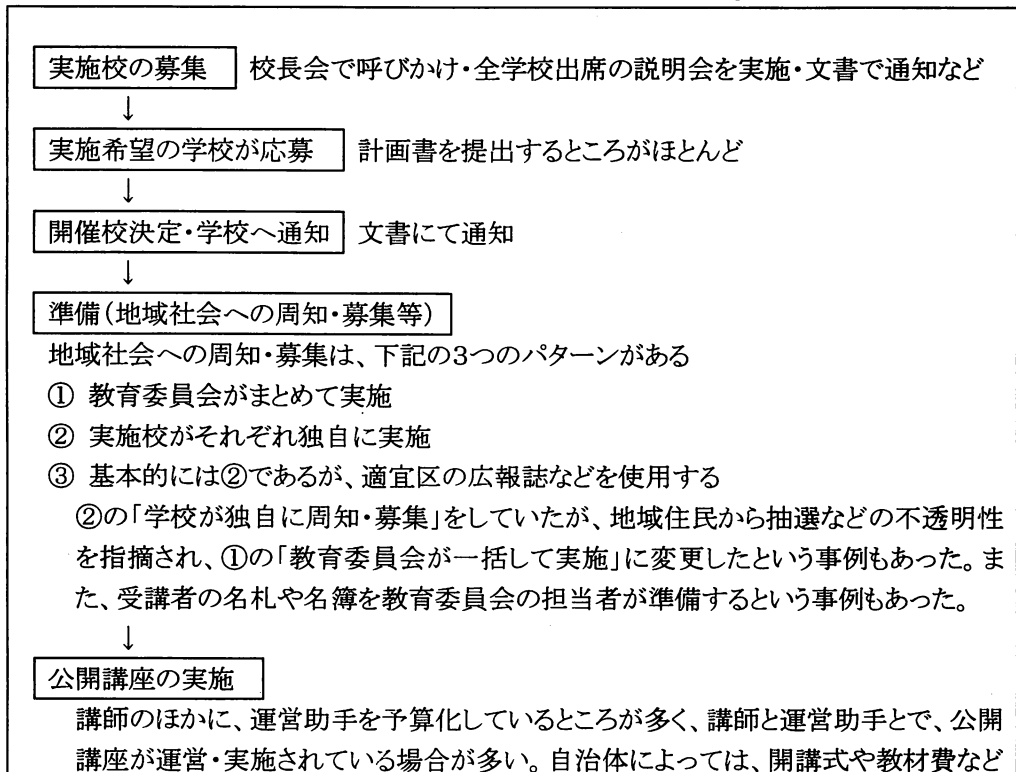
運営組織については、実施主体としての学校と事業主体としての教育委員会生涯学習・社会教育関連部署とが、役割分担をしながら事業運営している場合がほとんどであった。

D区は、教育委員会の学校教育セッション(指導室)と生涯学習関連セッション(生涯学習課)とが事業主体として事業全体の総合調整等に合同で携わっている。D区の担当者も、「指導室が関わっていることで、学校の理解を得やすいのではないかとコメントしている。たしかに、縦割り行政と指摘される中で、生涯学習・社会教育関連セッションのみが事業の運営を担当することについては、学校が公開講座を社会教育の「お手伝い」的に捉え、消極的な態度となることを助長することにつながるかもしれない。その他の自治体担当者に「公開講座の運営にあたって、学校教育セッションとの連携はあるか」と聞いたところ、現状では、再雇用(教職退職者)の嘱託職員が個人的に相談をしているという場合を除けば、積極的に連携を取っているという自治体はなかった。

また、運営委員会の設置ができるとした自治体もみられたが、A区で若干数設置されているという以外には、実際に運営委員会を設置・活用しているところはなかった。(A区の運営委員会の詳細については今回のヒアリング調査では知る事ができなかった。)

(5) 運営方法

運営方法は、概ね以下に示すとおりである。対象となったすべての自治体が、年度当初に各小・中学校に対して公開講座実施の呼びかけと募集を行っている。そして、希望する学校が教育委員会の担当部署に計画書などを提出するというスタイルである。(I区は昨年度までは、基本的には、中学校は毎年全校実施、小学校は半分ずつ隔年実施としていた。)



の徴収のために教育委員会の職員が実施校に出向くところもあった。



報 告

実施校が教育委員会へ講座の報告書を提出

実施校の決定にあたっては、予算の範囲内であれば、実施の意志表示をしたすべての学校が実施するとしているが、現状ではほとんどの自治体が、開設を希望する学校数が予算の範囲内であるということである。なかには、予算を超えた応募があり、選考して実施校を決定したところのあるところもあった。予算の制限があるとはいえ、折角学校が腰をあげたというのに非常に残念である。そのなかでE区の担当者は、そのような事態が生じた場合には「何とかして、希望した学校全部が実施できるようにする(予算措置など)」とコメントしている。

また、担当者から話を聞いた限りにおいて、このような実施校の決定の方法では、公開講座実施・開設にあたって、校長の認識や理解が大きく影響するというのが現実のようである。

(6) 講座の科目等

科目については、教師の技能や趣味をいかした陶芸や絵画などの趣味的なもの、パソコン・ワープロなどが多く、大部分を占めている。しかし、中には、地域課題を取り上げる学校や学校教育そのものをテーマとしたものもあった。

筆者は上述したように公開講座は学校教育改革の1つであると考えている。よって、他の社会教育の講座などの学習機会がカルチャーセンター的であるとか、趣味的なものばかりであるという批判を学校公開講座に向けるべきではないと思う。特に今回の事例に関していえば、現段階では必ずしも公開講座実施校が地域社会のニーズとか地域の課題を考慮しながらテーマ設定をするという事まで求める必要はなく、公開講座を通して学校が地域社会に対してより開かれていく事が重要な点であると考えている。

とはいえ、地域ニーズに応えるにこしたことはない。現在、地域社会において、パソコンに関する学習ニーズは非常に多い。例えば、I区の場合、教育委員会が実施するパソコン講座(定員70名、年5回実施)の倍率は常に7～8倍である。抽選で何度も落選する人が多い。学習相談事業においても、パソコンに関連した学習機会を求める相談が多い。地域社会においてこれらの学習ニーズに応える学習機会はI区は非常に少ない。I区では現在、区立学校のパソコンルームの整備を進めており、平成13年度までにすべての区立小・中学校に、CATV網を利用したインターネット環境を構築する予定である。パソコンルームはもともと開放用に作られていないなど難しい点も多いと思われるが、区立学校の設備の有効活用という観点からみても、パソコン関連の公開講座は注目すべきであろう。同様に、地域課題を学校と地域社会とが一体となって考える、地域課題にアプローチする機会を学校が創り出していくという事も期待されるだろう。

(7) その他

今後の見通しとして、E区が2010年度までに全校実施を実現することを区の基本構想に掲げていることが注目される。E区は、学校を生涯学習の拠点として位置付け、同様に公開講座についても大きく期待をしているようである。また、ヒアリング調査の中で、「公開講座を教職員の研修に位置付けるということも検討されるべきではないか」と話す担当者もいた。

さらに、担当者の話で興味深いものがあった。要約すると「地域社会の生涯学習を支援するために、というだけでは、学校の理解を得るのが難しい。学校を活性化させるなど学校のためにもなるということを示す必要がある。」という内容であった。現場の生の声として強調しておきたい。

このことに関連して筆者は以前、公開講座を実施している学校の校長から次のような話を聞いたことがある。要約すると「学校は非常に忙しいが、教職員が必要を感じた事はボランティアでも何でもやる。部活の指導にしても、必要があるから、休み返上でやっている。」というのである。この校長の話は学校の本音なのではないだろうか。近年、学校と地域社会との関係を見直し、地域社会とともに子ども達を育てるというスタンスを強く打ち出す学校が増えつつあるようだが、公開講座のように学校を地域社会に開いていくことによる学校のメリットを提示し、学校のためだという発想を学校自身に持ってもらうことは非常に重要なことであるといえるだろう。

また、興味深い事例として、ギター講座の受講者が公開講座終了後、ボランティアとして、実施校のクラブ活動を支援しているという事例があった。公開講座によって学んだ学習者が今度は逆に子どもたちの学習を支援する立場になるのである。ここで少々視点を変えれば、学校には学習の成果を生かす場が数多く存在しているといえるのではないだろうか。また、部活動などの指導者が不足している今日、学校にとっても教師にとっても大きなメリットとなり、学校教育のスリム化へとつながっていくのではないだろうか。

その他、パソコン講座が終了後、パソコンルームを開放してほしいという受講者の要望に、学校が応えられないという事例もあった。また、筆者が担当者へのヒアリングを通して、「先生にはお忙しいところをお願いしている」というような全体的に学校に遠慮しながら公開講座を進めているという印象を持つことが多かったということも付け加えておきたい。

5. まとめ

最後に、これからの地域社会における学校の在り方や新しい学校像の1つとして、いわゆるコミュニティスクールの構想を取り上げ若干考察を加えたい。そもそもオルセンが提唱したコミュニティスクールは、以下の側面を備えるものであるとされた。⁽⁴⁾

- ①成人の教育センターとして作用すること
- ②地域の教育資源の活用を図ることによって、古くからのプログラムを活性化すること
- ③地域社会の構造・過程・問題の学習を中心にしたカリキュラムを編成すること
- ④地域の諸活動への参加を通じて地域社会の向上を図ること
- ⑤地域社会による教育的努力の調整に指導性を発揮すること

これらのうち、②③については、これまで日本においても積極的に学校教育の中に組み入れられ、今日でも地域学習等と称してカリキュラムに組み入れられていることが多い。(例えば、I区では特色ある学校教育の推進として、地域の人材や教材を学校の教育活動に積極的に導入している。)

しかし、上記の側面は、個別に何の関連もなく実践されるのでは、真のコミュニティスクールとはいえないのではないか。それぞれの側面が相互に関係付けられながら、全体として計画・実践されるべきものである。今回取り上げた公開講座を、コミュニティスクールの側面の1つとして捉えるならば、学校教育改革の中で他の諸側面と共に十分に検討されるべきものである。

A区の事業趣旨をみると、「…平成6年度より開始した「地域学習推進スクール・モデル事業」は、学校の持つ様々な教育資源を活用し、地域との連携のもとに「学習事業」を展開することによって、学校を学習活動の一拠点とし、将来の「コミュニティスクール」の実現に向けての第一歩としようとするものである。この事業は同時に、学校と地域の連携を深めることにより、学校の教育課程の充実と新しい学力観にたった教育の推進を図り、地域に開かれた学校づくりを進めることを目

的とする。」(傍線は筆者が追加)とあることに注目したい。ヒアリング調査の中で担当者も「地域学習推進スクール事業は、同時に学校のスリム化につながらなければならない」とコメントした。

今回の事例をみるとその多くは、公開講座の趣旨は地域社会の学習機会拡充のためにという側面が強く、学校教育そのものとあまり関連付けられていない。そのことは運営組織や方法をみても明らかである。これらの事は、公開講座の実施・運営にあたって学校の理解を得にくいという現実的な問題につながるだけでなく、学校が今後地域社会との関係を探っていく上で少なからず影響すると思われる。冒頭述べたような公開講座の様々なメリットを提示しながら、新しい学校像を創造していくことは、これからの学校教育ひいては日本の教育にとって重要な課題であるといえるだろう。

6. おわりに

本研究の調査対象は東京都特別区に限定している。調査等の結果は東京都特別区の特性を反映したものであるとも考えられる。しかし、本研究で示された結果は、東京都特別区以外の自治体においても共通する問題を少なからず内包しているといえるだろう。また今回は、担当者の異動などにより、発足当時の状況などを詳しく聞くことが困難であった。時系列に沿った調査を試みる必要もあるだろう。同時に、行政関係者のみならず、学校関係者(公開講座の講師等)へのヒアリングも実施する必要があると思われる。

今回の調査を通して筆者が強く感じたことは、公立小・中学校における公開講座は、一部の生涯学習関連セクションのみが担うのではなく、教育行政全体の中で連携・協力を取りながら進められてこそ、真にその理念を具現化できるのではないかということである。

今後、学校教育のスリム化や学校評議員制度などにみられる学校と地域社会との連携・協力、いわゆる学社融合事業の推進など、学校教育を取り巻く状況は大きく変化していくと思われる。公開講座がそうであるように、学校の教育機能を地域社会に開放・還元していくことは、地域社会における新しい学校のあり方を模索していく中で一つの方向性を示すものとなり得るであろう。

引用文献

- (1)岡本包治 1993「有効な学校施設・機能の開放」ぎょうせい pp.1-2
- (2)新井郁男 1996 「生涯学習社会における学校の役割―「連携」と「スリム化」』『学校・家庭・地域連携読本』教育開発研究所 p.13
- (3)前掲書 p.14
- (4)新井郁男 1984 「学校教育と地域社会」 ぎょうせい p.150

参考文献

- ・1989 「開かれた学校読本」 教育開発研究所
- ・平沢茂編 1990 「学校教育と社会教育の間―生涯学習体系の創造」 ぎょうせい
- ・1996 日本生涯教育学会年報第17号 「学社融合の生涯学習」
- ・明石要一編 1998 「新・地域社会学校論―完全学校5日制の中で―」 ぎょうせい
- ・佐藤晴雄編 1999 「地域社会・家庭と結ぶ学校経営―新しいコミュニティ・スクールの構図をどう描くか―」 東洋館出版社 他

別表

	A区	B区	C区	D区	E区	F区	G区	H区	I区
人口（単位：千人）H10.1	619.7	169.3	496.3	420.2	322.1	363.5	315.9	215.0	152.3
構成比 H10.1 年少：生産：老年	13.6：72.9：13.5	11.6：70.0：18.4	12.2：73.6：14.2	13.3：72.9：14.8	10.6：71.4：18.0	11.8：74.3：13.9	10.8：73.1：16.1	11.4：71.7：16.9	9.9：69.9：20.2
面積（単位：km ² ）	53.20	10.20	32.17	34.84	20.59	39.24	22.69	13.75	10.08
公立学校数 H10 年度学校基本調査（ ）内は11年度	小：76校、中：39校	小：24校、中：11校	小：57校、中：24校	小：54(50)校、中：24校	小：44校、中：20校	小：48校、中：23校	小：40校、中：18校	小：32(30)校、中：13(12)校	小：24校、中：10校
事業の名称	地域学習推進スクール事業	B区立小中学校公開講座	C区立学校公開講座	D区立小・中学校 学校開放講座	E区立学校の公開講座	F区立学校公開講座	G区立小中学校公開講座	H区生涯学習学校公開講座	I区立小・中学校公開講座
規則、要項など	実施要項	実施要綱	実施要項	実施要領	実施要綱	実施要綱	実施要綱	要領	実施要項(I区教育委員会における学校開放に関する規則による)
事業開始年度	1994年度(モデル事業) 1996年度	1994年度	1989年度	1990年度	1992年度	1992年度	1996年度	1995年	1988年
目的・理念・趣旨	…平成6年度より開始した「地域学習推進スクール・モデル事業」は、学校の持つ様々な教育資源を活用し、地域との連携のもとに「学習事業」を展開することによって、学校を学習活動の拠点とし、将来の「コミュニティスクール」の実現に向けての第一歩としようとするものである。この事業は同時に、学校と地域の連携を深めることにより、学校の教育課程の充実と新しい学力観にたった教育の推進を図り、地域に開かれた学校づくりを進めることを目的とする。	学校の施設と教職員の専門的な知識や技術、経験豊かな指導力を活用することにより、区民の身近な生涯学習の場として、公開講座を実施する。	区民の生涯学習に寄与するため、学校教育に支障のない範囲で区立学校の教育機能を開放し、学習の機会を提供する。	区立小・中学校の教育機能を地域に開放し、『開かれた学校づくり』の推進と区民の生涯学習の振興を図るために開催する。	生涯学習社会を目指して、地域とともにも深い関わりを持つ学校が、主体的に施設・設備及び職員の知識・機能を地域に開放して公開講座を実施する。(1)学校が、地域の教育・文化及びスポーツの学習拠点となることによって、区民の多様な学習需要と地域の教育力の活性化に寄与する。(2)学校が公開講座を開くことにより、地域住民相互の交流が進み一層連帯意識が養われ、家庭や地域との連帯・協力の基となる。(3)学校が開く公開講座での学習や活動を通して、地域の学習リーダーが育つことを期待する。	区民の生涯学習及び、コミュニティ形成に寄与するため、学校教育に支障のない範囲で区立学校の教育機能を開放し、学習の機会を提供する。	区民の生涯学習やコミュニティ形成に寄与するため、学校教育に支障のない限り、区立小中学校の教育機能を開放し、学習の機会を提供するため、公開講座を実施する。	区民の生涯学習における学校の拡充及び地域のコミュニティ形成に寄与するため、学校教育に支障のない範囲で区立幼稚園、小中学校の施設及び教育機能を開放する。	I区教育委員会における学校開放に関する規則により、地域に開かれた学校に関する事業の一環として実施するものであり、学校が主体的にその施設・設備及び教職員の教育的機能を、地域の人々の生涯学習の場として提供するものである。このことにより、学校と地域との連携を密接にするとともに、学校の教育活動の活性化に寄与することを目的とする。
運営組織(役割分担) 学校	運営主体(企画・準備・募集・事業進行など)	講座の計画(企画・立案・準備・受付・運営・報告)	実施主体(計画・準備・運営・報告)	実施主体(周知、各講座の受付・準備・運営)	企画・立案・周知・募集・運営・報告	実施主体(計画・運営・報告)	実施主体(企画・立案・運営・報告)	学習内容の計画・立案・運営	実施校(企画・運営、周知・募集、報告)
教育委員会(生涯学習・社会教育所官部等)	事業の全体的な運営、調整など	準備・事業全体の運営(実施機関：開校校と教育委員会の共催)	事業主体(事業の運営・周知募集)、管理上の責任	事業主体、周知、管理上の責任、事業全体の総合調整、事務調整(指導・生涯学習課)	事業の運営、(主催者：実施する学校と教委の共催)	事業主体、周知・募集、管理上の責任	事業主体、事業の運営、実施校の選定、周知・募集、講座の運営(初日)、管理上生じた問題の処理	事業主体、周知・募集、管理上の責任	事業の運営、周知、予算措置、規則第2条により事業の実施に伴う管理上の責任
運営委員会等	必要に応じて、PTA、学校施設管理運営委員会などと運営組織を作って運営できる	なし	公開講座の運営を円滑に行うために、公開講座運営委員会を実施校ごとに設置できる。構成委員は、次の中から実施校が適宜選出。教職員・教委職員・実施校PTA代表・同窓会代表・関係団体(地域代表等)代表	なし	なし	公開講座の運営を円滑に行うために、公開講座運営委員会を実施校ごとに設置できる。構成委員は、次の中から実施校が適宜選出。教職員・教委職員・実施校PTA代表・関係団体代表	なし	なし	なし
講師	実施校の教職員、他校の教職員、地域の有志指導者も可(原則1名)	開校校の教職員を中心に選定	原則として開設校の教職員、講座の内容により外部講師も可(原則1名)	主として実施校の教職員、他校の教職員、教員OB、外部講師も可	実施校の教職員	原則として開設校の教職員、講座の内容により外部講師も可	原則として開設校の教職員、講座の内容により外部講師も可	原則として開設校の教職員、講座の内容により外部講師も可	実施校の教職員
運営助手	なし	教職員	なし	教職員	教職員	教職員など	なし	教職員など	教頭
1998年度実施校数(講座数)	小：19校(20講座) 中：9校(11講座)	小：7校(8講座) 中：4校(4講座)	小：2校(2講座) 中：12校(12講座)	小：9校(11講座) 中：7校(7講座)	小：24校(27講座) 中：5校(5講座)	小：5校(5講座)申込み9校 中：2校(2講座)	全：4校(4講座)申込み7校	小：13校(16講座) 中：4校(4講座)	小：12校(12講座) 中：9校(9講座)